令和４年度

ピロリ菌検査実施マニュアル

Ver7.0

令 和 ４ 年 ６ 月 ３ ０ 日

別　府　市　医　師　会

令和４年度ピロリ菌検査・除菌治療業務実施要領

１　目的

慢性胃炎、胃・十二指腸潰瘍や胃がんの原因であるピロリ菌を除菌することで、ピロリ菌による胃の病気を予防し、胃粘膜萎縮が進行する前の除菌による胃がん発症リスクの軽減を目的とする。

２　対象者

②　別府市に在住する住民票を有する生徒

② 令和４年度、中学２年生の生徒のうち、検査を希望し、本人と保護者が同意した生徒。

３　実施期間　　一次検査（ピロリ菌抗体検査）

２０２２年７月１日から２０２２年９月３０日までとする。

二次検査（尿素呼気試験）

２０２２年７月１日から２０２３年３月３１日までとする。

除菌治療（判定含む）

２０２２年４月１日から２０２９年３月３１日までとする。

４　検査回数　　同人物について１回行なうものとする

５　自己負担金　ありません。

６　検査の項目：一次検査・・・ヘリコバクター・ピロリ抗体

二次検査・・・尿素呼気試験

７　実施の方法

①　一次指定医療機関(別紙１）は、ピロリ菌検査の説明を行う。

②　一次指定医療機関は検査の実施について、本人と保護者の同意を必ず取る。

③　本人と保護者の同意を確認後、ピロリ菌検査を実施する。

８ ピロリ菌検査の判定　※(別紙３）の早期胃がん対策フロー図参照

①　一次検査にて、ヘリコバクター・ピロリ抗体：陽性の場合

・【様式１】を用いて結果説明を行い、尿素呼気試験を受けるよう勧奨し、【様式1】裏面記載の二次指定医療機関(別紙２）を紹介する。

②　一次検査にて、ヘリコバクター・ピロリ抗体：陰性の場合

・【様式２】を用いて結果説明を行う。ただし、自覚症状がある場合は、専門医への相談・受診を促す。

③　尿素呼気試験

・二次医療機関は尿素呼気試験に必要なヘリコバクター・ピロリ感染診断用検査キットと検査薬を用いて下記の手順で行う

標準的な^{13}C-尿素呼気試験法

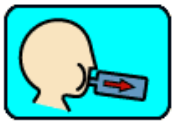

吹　く

検査薬服用前に呼気を採取します。

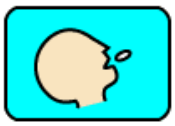

飲　む

検査薬をつぶしたりせず、空腹時に水100mLとともに噛まずに速やかに（5秒以内に）嚥下します。※検査薬によっては、服用後直ちにうがいが必要なものもあります。

左側臥位で待つ（さそくがい）

5分間左側臥位の姿勢を保ちます。

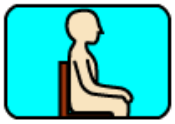

座位で待つ（ざい）

その後15分間座位の姿勢を保ちます。

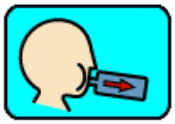

吹　く

検査薬服用20分後の呼気を採取します。

尿素呼気試験検査については原則として別府市医師会地域保健センター（検査：ＢＭＬ）へご依頼ください。検査キット及び【同一検査依頼書：小児専用】をお届けいたしますので、検査キットと同一検査依頼書と一緒に提出をお願いいたします。

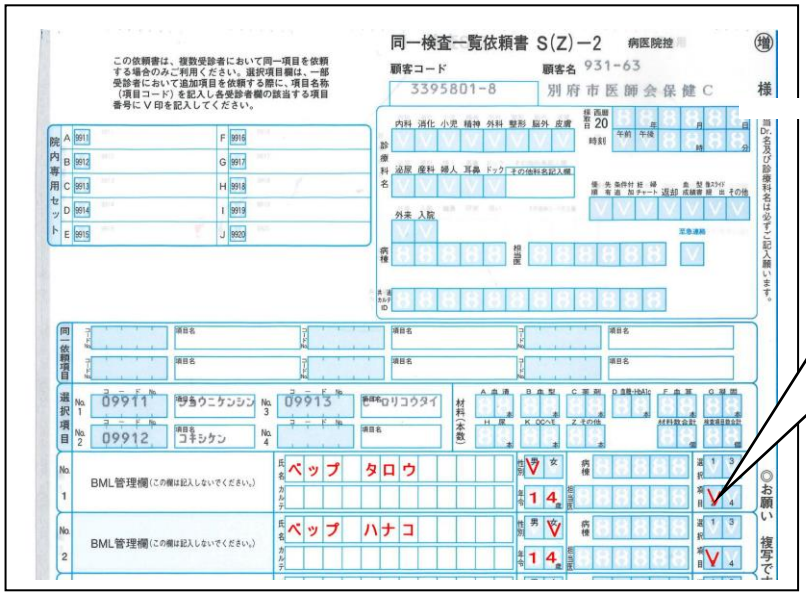

尿素呼気試験提出の場合は、選択項目の No2 ｺｷｼｹﾝに**チェック**を入れて下さい。

なお、ヘリコバクター・ピロリ感染診断用検査薬については別府市薬剤師会のご協力により１錠より販売していただけますので、二次医療機関で取り扱っていない場合は別府市薬剤師会へ直接ご連絡して購入してください。

尿素呼気試験の判定は大分大学医学部消化器内科が行います。結果につきましては、別府市より書面（郵送）にてお知らせいたします。

・尿素呼気試験にて、ピロリ菌陽性の場合
　別紙、様式３号、ピロリ菌除菌に関する説明書、ピロリ菌除菌フローを郵送

・尿素呼気試験にて、ピロリ菌陰性の場合
　別紙、様式４号を郵送

９　委託料の請求

検査項目	請求方法	委託料
一次検査 （ピロリ抗体検査）	【児童･生徒の生活習慣病予防健診マニュアル参照】 別府市医師会から実施医療機関へ健診期間終了後（10 月上旬）に一括して請求明細チェックリスト（児童・生徒生活習慣病予防健診の様式２号参照）を実施医療機関に送付し、チェックしていただいた後、請求内訳（様式３号）にて別府市医師会を通じ別府市の担当課へ請求いたしますので、人数と金額をチェックして 10 月末までに別府市医師会へ提出して下さい。期間が延長した場合は再度締め切りをご連絡いたします。	825 円 （税込み）
二次検査 （尿素呼気試験）	【ピロリ菌検査実施マニュアル参照】 実施医療機関は請求明細一覧表（様式１９号）を作成した後、請求内訳（様式１８号）にて翌月 15 日までに別府市医師会へ提出して下さい。 ※別府市医師会を通じ別府市の担当課へ請求します。 7 月～9 月実施分は 10 月にまとめて請求致しますが、様式１８・１９号の提出は各月ごとに提出をお願い致します。	7,995 円 （税込み）

１０　検査依頼に関わる問い合わせ

検査キット及び同一検査依頼書（小児専用）の発注は“電話”か“ＢＭＬ採取容器発注一覧”ＦＡＸにてご注文お願い致します。

ＢＭＬ大分営業所：０９７‐５４３‐１２６６

附　　則

この要領は、令和４年７月１日から施行する